平成17年改正条例附則第15項の人事委員会規則で定める職員を定める規則をここに公布する。

平成21年12月22日

鳥取県人事委員会委員長 曽 我 紀 厚

## 鳥取県人事委員会規則第34号

平成17年改正条例附則第15項の人事委員会規則で定める職員を定める規則

平成17年改正条例附則第15項の人事委員会規則で定める職務の級及び号給を定める規則(平成20年鳥取県人事委員会規則第35号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この規則は、職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成17年鳥取県条例第109号)附則第 15項の規定に基づき、主任等の切替えに伴う経過措置を受ける職員であって行政職給料表以外の各給料表の適用を受けるもののうち、当該経過措置に係る給料月額に同項に定める割合を乗じられることとなるものを定めるものとする。

(行政職5級以下職員に対応する職員)

第2条 職務の級及び号給が行政職5級以下職員に対応するものとして人事委員会規則で定める職員は、次の表の左欄に掲げる給料表の適用を受ける職員のうち、当該適用を受ける給料表の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める級及び号給のものとする。

公安職給料表	4級1号給から6級85号給まで
教育職給料表(1)	2級25号給から特2級109号給まで
教育職給料表(2)	2級37号給から特2級109号給まで
研究職給料表	2級25号給から3級101号給まで
医療職給料表(1)	1級13号給から4級53号給まで
医療職給料表(2)	3級5号給から5級85号給まで
医療職給料表(3)	3級5号給から5級93号給まで
海事職給料表	3級1号給から4級89号給まで

(行政職6級以上職員に対応する職員)

第3条 職務の級及び号給が行政職6級以上職員に対応するものとして人事委員会規則で定める職員は、次の表の左欄に掲げる給料表の適用を受ける職員のうち、当該適用を受ける給料表の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める職務の級及び号給のものとする。

公安職給料表	7級1号給から9級37号給まで
教育職給料表(1)	3級1号給から4級49号給まで
教育職給料表(2)	3級1号給から4級49号給まで
研究職給料表	4級1号給から5級65号給まで
医療職給料表(2)	6級1号給から7級45号給まで
医療職給料表(3)	6級1号給から7級53号給まで
海事職給料表	5 級 1 号給から73号給まで

附 則

この規則は、平成22年1月1日から施行する。